

一級河川土器川水系土器川における  
河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 公募要領

1. 公募の趣旨

国土交通省四国地方整備局（以下「河川管理者」という。）は、一級河川土器川水系土器川において、河川管理上、堆積土砂の掘削工事が必要と判断し、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれるため、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の規定に基づく承認を受けて工事を行ない（以下「代行工事」という。）、併せて河川法及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の規定に基づき当該砂利等の取得を希望する者（以下「希望者」という。）を公募します。

応募される方は、本公募要領をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 公募箇所の概要

(1) 河川の名称

一級河川 土器川水系 土器川

(2) 掘削（採取）の場所

土器川水系 土器川 6 k 0～6 k 4 付近 丸亀市川西町地先

（別添位置図、平面図及び現況写真のとおり）

(3) 掘削（採取）に係わる土地の面積

33,600 平方メートル

（別添平面図のとおり）

(4) 掘削（採取）できる砂利等の数量

レキ質土 予定数量 11,000 立方メートル

なお、希望数量が上記数量に達しない場合でも応募は可能である。

（ただし、希望数量は、全て掘削すること。）

(5) 掘削（採取）の深さ

（別添縦断面図及び横断面図のとおり）

(6) 掘削（採取）の期間

許認可の日から令和 3 年 1 月 31 日まで

3. 土石採取料

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、採取料を免除する。

4. 応募資格要件

希望者は、次の（1）から（5）までの要件を全て満たす者とする。

(1) 砂利採取法第 3 条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は申込み締切り日の令和 2 年 7 月 27 日までに登録を受ける見込みがあること。

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）を受けていること又は申込み締切り日の令和 2 年 7 月 27 日まで

に登録を受ける見込みがあること。

(3) 業務主任者を代行工事に専任で配置できること。

(4) 次の①から⑤までの事項のいずれにも該当しない者

①代行工事を履行する確実性が認められない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

③希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和25年法律第291号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けた者

④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続または再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者

⑤過去3年間に法人税、所得税、消費税の滞納がある者

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(6) 欠格事項

次の①から⑤までの事項に該当した場合は、審査の対象としない。

①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③公募期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤その他不正行為があったと認められる場合

## 5. 応募申込み手続き等

(1) 応募申込み手続き

希望者は、次の書類を四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課へ提出すること。

①申込書（様式1）

②採取計画概要書（様式2）

③誓約書（様式3）

④砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し

なお、砂利採取業者登録を申請中の場合は、申請書の写しを提出するものとし、登録完了後は、速やかに登録通知書の写しを提出すること。

⑤当該事務所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し

(2) 申込み方法

①郵送で申込み場合

申込み受付期間 令和2年6月23日から令和2年7月27日まで

【令和2年7月27日必着のこと】

送り先 〒760-8546 香川県高松市福岡町4-26-32

四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課

## ②持参する場合

申込み受付期間 令和2年6月23日から令和2年7月27日まで

【午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日を除く】  
提出先 〒760-8546 香川県高松市福岡町四丁目26-32

四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課

## (3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和2年7月20日とする。

提出先は、四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課宛（FAX 087-821-1713）に、任意様式に必要事項を記入してFAXで送付すること。

なお、質問書送付時には、電話により着信確認を行うこと。（TEL 087-821-1619）

## 6. 審査について

(1) 提出書類により応募資格要件の確認を行う。

(2) 審査方法は、採取計画概要書（様式2）の記載内容に基づき、原則、代行工事を行う候補者1者（以下、「候補者」という。）を選定する。ただし、審査結果に差異が認められない場合は、くじによる抽選にて選定する。

(3) スケジュール（予定）

申込締切	令和2年7月27日
選定結果の通知	令和2年8月 3日
河川法等の申請期限	令和2年8月31日まで
河川法等の許認可の通知	令和2年9月 4日
土砂の採取許可期間	許認可の日から令和3年1月31日まで

(4) 審査結果の通知

審査結果は、書面にて応募者に通知する。

審査結果に対して疑問がある者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。提出先は、5.（2）申込み方法に示す宛先とする。

## 7. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 申請手続き

候補者は、速やかに次の①、②の関係書類（以下「申請書」という。）を添えて、河川法第20条、25条及び砂利採取法第16条に基づく申請を行うこと。

なお、これらの申請を行い、河川管理者の許認可を受けて代行工事を行う者を、「代行者」と言う。

①河川法第20条の承認及び同法25条の許可の申請

- ・承認および許可の申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・面積計算図

- ・面積計算書
- ・土量計算書
- ・横断図

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事務所の名称、住所及び連絡先
- ・業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し
- ・業務主任者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書
- ・搬出経路を明示した図面

(2) 申請書の提出方法および提出先

申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とし、下記宛先まで郵送又は持参にて提出すること。

提出先 〒763-0082 香川県丸亀市土器町東7丁目150  
四国地方整備局 香川河川国道事務所 土器川出張所

(3) 提出期限

申請書の提出期限は、令和2年8月31日とする。特段の理由なく、この期限内の申請を行わない場合は、候補者の選定を取り消すことがある。

(4) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

- ①許認可の期間中、採取区域の周辺の見やすい場所に砂利採取法第29条に定める標識を設けなければならない。
- ②掘削工事の実施にあたっては、河川管理施設等を損傷しないように留意し、万一損傷したときは、速やかに香川河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に書面により届け出て、事務所長の指示に従わなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は、代行者の負担とする。
- ③掘削工事及びそれに関連する諸設備その他の施設の用途を廃止したときは、事務所長の指示に従い、代行者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- ④掘削箇所跡地の埋め戻し、廃土の処理等は、その都度、洪水の流れに支障のないようしなければならない。
- ⑤掘削土砂の運搬路（堤防、天端を含む。）は、常に良好な状態に保つよう維持、修繕しなければならない。
- ⑥掘削及び運搬にあたっては、その行為に伴う危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。なお、河川内への進入路は土器川右岸6k2付近の堤外側坂路の利用を予定しているが、採取又は運搬に必要となる仮設物は、代行者の負担で設置することとし、採取完了後、速やかに撤去しなければならない。
- ⑦河川利用者、民地所有者、占用者等、第三者への危害を及ぼさないよう、より一層の安全対策を講じなければならない。
- ⑧濁水対策等について適切に実施し、必要に応じて汚濁防止対策を講じること。

- ⑨出水期間中（許認可日～10月末）における掘削（採取）となることから、作業員・仮設物・資機材等の避難方法や流出防止対策、降雨や河川水位等に関する情報の収集・伝達方法の確立等、防災措置に十分留意すること。
- ⑩出水等により河川管理者の判断で代行工事に係る許認可の変更または取り消しを行う場合がある。
- ⑪現場より発生した不要物（草、木、流木、ゴミ等）及び建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環境省環廃産第110329004号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑫現場より発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、分別・再資源化等を代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑬この許認可に係わる行為に着手するとき及び行為を完了したときは、速やかに事務所に届け出て、検査を受けなければならない。
- ⑭採取時間その他採取行為の細部については、事務所長の指示に従わなければならない。
- ⑮許可の日から40日以内に採取行為に着手せず、採取の意図も認められないときは、許認可を取り消す場合がある。
- ⑯掘削にあたっては、別記様式aによる採取日誌を作成し河川管理者の指示があれば提示しなければならない。
- ⑰経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。
- ⑱掘削工事の期限の延長は原則として許可しない。
- ⑲掘削箇所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ⑳掘削箇所における土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）、平日日没後の作業は禁止する。
- ㉑大雨等により河床掘削箇所に土砂が堆積するなど、砂利採取法16条の採取計画に変更が生じた場合には、同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- ㉒許認可を受けた者の住所を変更したときは、速やかに事務所長に書面にて届け出なければならない。

## 8. その他

- (1) 掘削、積込、搬出及び付随する全ての費用（機械費、人件費、仮設費、安全費（公道に配置する交通誘導員含む））等、代行工事に要する費用は、河川法第69条の規定により代行者が負担しなければならない。
- (2) 第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は、速やかに土器川出張所へ報告すること。なお、万一危害が発生したときは、代行者が賠償責任を負う

ものとする。

- (3) 申込書、採取計画概要書、及び代行工事の許認可等申請書の作成及び提出に要する費用は、代行者の負担とする。
- (4) 提出された申込書及び申請書は、返却しない。
- (5) 掘削箇所の試掘を希望する者は、河川管理者の立会の下、代行者自らの費用において行うことができる。
- (6) 代行者は、掘削土砂の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (7) 掘削予定数量に達しない場合は、複数の候補者を選定する場合がある。又は別途公募を行うことがある。

## 9. 添付資料

位置図

平面図

縦断面図

横断面図

現況写真

申込書（様式1）

採取計画概要書（様式2）

誓約書（様式3）

別記様式 a